

町営住宅入居予定者募集

募集中の団地は左の表をご覧ください。
※いずれの団地も、浴室・トイレ付

で、木造2階建3DK。

団地名	所在地	戸数	月額家賃	備考	
小峠団地	清水 155 番地	1 戸	19,200 円～ 37,800 円	H9 建築 3DK・浴室・トイレ	木造 2 階建 79.4㎡
小原団地	清水 680 番地	1 戸	14,200 円～ 28,000 円	S63 建築 3DK・浴室・トイレ	木造 2 階建 71.82㎡
板尾団地	板尾 498 番地	1 戸	9,300 円～ 18,300 円	S60 建築 3DK・浴室・トイレ	木造平屋建 54.45㎡

浴室には風呂釜等（ボイラー）を取付けておりませんので、入居者で取付ける必要があります。

申込受付期間

4月16日（水）～25日（金）

■申込受付場所／吉備庁舎建設課、清水行政局建設環境室、各出張所

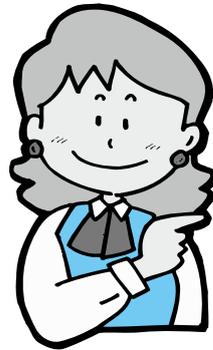
■その他

○入居には、所得制限等一定の規定があります。

○家賃は入居者の所得によって決定します。

○応募者が募集戸数を超えた場合は、条例の規定により、入居者を決定 します。

■問い合わせ／吉備庁舎建設課・清水行政局建設環境室



税金

国民健康保険税の特別徴収

「特別徴収」とは、公的年金から税金等を天引徴収する制度です。

■実施期間／4月支給分の年金から

■対象者

対象となる世帯には、「特別徴収開始通知書（仮徴収）」を送付しています。

■対象税額

本年4・6・8月の年金支給から

徴収する分については、「仮徴収」となります。平成25年度の国民健康保険税より算定した金額を徴収します。

10月以降の年金支給からは、「本徴収」となります。昨年の所得等をもとに算定（7月中旬に通知予定）を行い、算定された金額から仮徴収額を差し引いた金額を徴収します。

なお、次の要件を満たす方は、申請していただくことにより、口座振替で国民健康保険税をお支払いいただくことができます。

- ①これまで、国民健康保険税を滞納することなく納めている方
- ②これからの国民健康保険税を、口座振替により納めていただける方（すでに口座振替を利用されている方も含まれます）

ただし、該当する世帯でこれから申請される方については、8月分以降からの口座振替となります。

また、特別な理由がなく納付が滞った場合や、口座振替できなくなった場合は、本年10月から特別徴収に変更となります。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

国民健康保険税の軽減措置

平成22年4月から、倒産・解雇などによる離職や、雇い止めなどによる離職をされた方の、国民健康保険税が軽減されています。

軽減を受けるには、届出が必要で、次の要件に該当する方は、雇用保険受給資格者証と認印をご持参のうえ、役場各庁舎窓口までお越しください。

■対象者

次のいずれかに該当し、求職者給付を受ける方、あるいは、受けた方

- ①雇用保険の特定受給資格者
- ②雇用保険の特定理由離職者

（例／雇い止めなどによる離職）
※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される方が対象となります。

※高齢受給資格者および特例受給資格者の方、雇用保険受給資格者の対象でない方は対象なりません。

■軽減額／国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、該当者のみ、前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。同一世帯のその他の家族については、通常の計算となります。